

公益財団法人 SBS 鎌田財団 奨学支援金制度 募集要項

1) 奨学支援金制度の趣旨(目的)

意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、学生本人に対して奨学金の給付を行い、教育の機会均等及び人材の育成に寄与し、教育と福祉の向上に貢献する。

2) 資格対象者の要件

当財団の奨学支援金制度に出願するためには、原則 18 歳を迎え、進学が決定した児童(2020 年 3 月に高等学校を卒業するもの)であって、以下のすべての条件に該当する必要があります。

- (1) 関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の以下の児童福祉施設に入所している児童、または里親家庭で生活している児童であること
 - ① 児童養護施設
 - ② 児童自立支援施設
 - ③ 養育家庭(養子縁組を行っていない里親)
 - ④ ファミリーホーム
 - ⑤ 母子生活支援施設
 - ⑥ 婦人保護施設
- (2) 大学、短期大学、専門学校が進学先であること(進学先の大学等の所在地は問いません)
- (3) 向学心に富み、学業に優れ、品行が正しく、健康であること

3) 給付額	一人 30 万円(一回のみ給付)
4) 給付時期	2020 年 4 月上旬
5) 返済義務	返済の必要はありません。
6) 採用者数	30 名程度(年間)
7) 他制度との併給	当財団の制度は他の奨学金制度との併用は可能です。

8) 申込み方法

- (1) 応募には、専用の申込用紙等(申請書)が必要となります。
 - ※ 当財団にご連絡いただければ、各種書類を郵送にてお送りします。
 - ※ 応募用紙は当財団のホームページ(<http://www.sbs-kamatatazaidan.or.jp/>)からもダウンロードできます。
- (2) 申請書は、必ず奨学金受給希望者本人が記入し(④を除く)、郵送にて提出してください。申請書には、奨学金受給希望者本人の情報を記入する他、推薦人または保証人の捺印が必要となります。推薦人の欄は、原則として福祉団体の職員の方に記入を依頼してください。
 - ※ 福祉団体とは、児童養護施設、里親会、母子寡婦福祉連合会等の団体が該当します。
 - ※ 里親家庭の生徒で、福祉団体の会員でない家庭の生徒は、保護者または里親が推薦人の欄に記名・捺印してください。
- (3) 申込み期限は、2019 年 10 月末日(当日消印有効)です。下記の書類を全て揃えてご提出ください。

9) 申請書類		
申請書	奨学金受給希望者が記入(奨学金受給希望者の顔写真・捺印と、保証人または推薦人の捺印が必要)	
学校長推薦書	奨学金受給希望者が在籍する高等学校の教職員が記入(学校長の捺印が必要)	
成績を証明する書類	高等学校が発行する調査書(高校1年次・2年次及び3年次途中までの成績及び出席状況が分かる資料)	
誓約書	奨学金受給希望者の捺印が必要	
作文	作文タイトルに従い、奨学金受給希望者が手書きで記入	
住民票	世帯全員(同居家族全員)が分かるもの(原本を提出。コピー不可) ※ マイナンバーが記載されていないものを提出	
施設在籍証明書	施設在籍証明書のコピー1部	※いずれか該当のものを提出
里親制度証明書	児童委託証明書のコピー1部	
【書類提出先】 〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー10F 公益財団法人 SBS 鎌田財団		
10) 審査		
(1) 当財団の選考委員会が応募書類に基づいて審査いたします。 (2) 審査にあたって、当財団から奨学金受給希望者もしくは推薦人に対し、より詳しい事情の説明等を求める場合があります。(奨学金受給希望者の面接を行う場合があります)		
11) 採用通知		
(1) 2019年12月末を目途に、奨学金受給希望者及び推薦人(福祉団体及び高等学校)に対して審査結果を郵送にて発送いたします。 (2) 採用の可否に関わらず、応募書類は返却いたしません。当財団の個人情報保護方針に則り、適切に処理いたします。		
【採用された場合】 (1) 採用された場合、奨学金受給希望者に「奨学支援決定通知」をお送りします。なお、「奨学支援決定通知」は再発行いたしませんので、大切に保管してください。 (2) 決定後は所定の期日までに以下の書類をご提出いただき、大学等へ進学することで正式に奨学生として認められ、奨学金が給付されます。書類の提出がない場合、奨学生としての採用を取り消し、奨学金を給付しない場合がありますのでご了承ください。なお、期日までに以下の書類を提出することが困難な事情がある場合は、速やかにその旨を申し出てください。		

12) 奨学支援決定後の提出書類	
口座届	奨学金受給希望者が記入 ※奨学生候補者本人名義の口座に限る
住所届	奨学金受給希望者が記入
大学等入学証明書類	合格通知または入学金支払の受領書等 ※コピーを提出
13) 奨学生候補者が大学等へ進学(入学)できなかった場合	
奨学生候補者が大学等へ進学(入学)できなかった(しなかった)場合、採用を取り消します。	
14) 奨学生の義務	
<p>奨学生には以下の義務が発生します。これらの義務を怠ったり、虚偽の報告をすると奨学金の返還請求を行う場合がありますので十分に注意してください。</p> <p>【届出義務】</p> <p>休学・転学・退学した場合、停学その他の処分を受けた場合、留年した場合、病気や事故などで長期の欠席が見込まれる場合は、速やかにその旨を届け出てください。</p>	
15) その他	
<p>(1) 申請書類の個人情報は本財団の奨学支援制度を遂行する範囲のみで利用いたします。</p> <p>(2) 本人もしくは保護者が反社会的勢力に準ずる場合および構成員である場合、また、反社会的勢力に名義を利用させた場合共に奨学支援制度はご利用になれません。</p> <p>(3) 本制度は奨学生の将来の進路を制限するものではありません。</p>	

年 月 日
NO. —
事務局記入欄

《 申請時の提出書類一覧 》

チェックシートとしてご活用の上、この用紙も併せて提出してください。

記入する書類	
書類名	チェック
1. 申請書	<input type="checkbox"/>
2. 学校長推薦書	<input type="checkbox"/>
3. 誓約書	<input type="checkbox"/>
4. 作文	<input type="checkbox"/>

各種証明書、添付書類		
書類名		チェック
1. 成績を証明する資料	高等学校が発行する調査書（高校1年次・2年次及び3年次途中まで成績及び出席状況が分かる資料）	
2. 住民票	世帯全員が分かるもの（原本を提出。コピー不可）※マイナンバーが記載されていないものを提出。	
3. 施設への入居状況、 里親制度の利用等を証明する 書類（いずれかの提出が必須）	施設に在籍している場合	施設在籍証明書のコピー
	里親制度を利用している場合	児童委託証明書のコピー

奨学支援金受給希望者	
フリガナ	
氏名	

年 月 日

申請書

NO. —

事務局記入欄

※必ず、奨学支援金受給希望者本人が記入してください。

① 奨学支援金受給希望者							
フリガナ					写真を貼付 最近6か月以内に 撮影したもの、 正面上半身、 縦3.8cm×横3cm		
氏名							
生年月日	年	月	日生	(満) 歳		性別	男・女・その他
電話番号	自宅	()	—				
	携帯電話	—		—			
メールアドレス							
現住所	〒						
入学後住居	1.同上 2.自立 3.その他	新住所	〒				
在籍校名				学科名			

② 奨学支援金受給希望者の状況 (どれか1つに必ずチェックを入れてください)	
<input type="checkbox"/>	児童養護施設等に入所している(以下の内容を記入してください)
	施設名
	施設長署名
上記奨学支援金受給希望者は、当施設に入所しています。	
施設長 印	
<input type="checkbox"/>	里親家庭の子女である

③ 進学の手定(志望)の大学等			
第一志望	学校名		学部・学科名
	区分	国公立 ・ 私立	最短履修学年数
第二志望	学校名		学部・学科名
	区分	国公立 ・ 私立	最短履修学年数
第三志望	学校名		学部・学科名
	区分	国公立 ・ 私立	最短履修学年数

学校長推薦書

奨学支援金受給希望者		推薦書作成者（学校）	
フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	印
在籍校		職名	

《以下、学校記入欄》

※学校職員の方へ 本「学校長推薦書」は、調査書（成績証明書）と同封した上で、

開封無効にて奨学支援金受給希望者へお渡し下さい。（同封が難しい場合は、別の封筒でも構いません）

出席状況（休学・停学等の状況を含む）				健康状態
学 年	授業日数	欠席日数	備考（長期欠席がある場合は理由を記入）	
1年次				
2年次				
3年次				
学習所見			生徒会及び課外活動	
人柄に関する所見（性格、趣味、得意技等）				
推薦理由				

公益財団法人 SBS 鎌田財団 御中

本学に在籍する上記の者を、貴財団に奨学生として適当であると認めて推薦致します。

年 月 日

学校名 _____

学校長(学長) _____ 印

公益財団法人 SBS 鎌田財団

誓 約 書

公益財団法人 SBS 鎌田財団 御中

私は、貴財団が発行した「募集要項」及び「奨学金給付規程」の内容を確認し、理解し、同意した上で、「奨学生」に申込みます。

また、以下の記載内容及び申し立て事項に相違ないことを誓約いたします。

1. 私は、貴財団の「個人情報保護方針」の内容を確認し、理解し、同意しています。
2. 私は、選考の結果、奨学生候補者として採用されない可能性があることを理解しています。また、選考の結果及び審査の内容に対して不服申し立てを行いません。
3. 私は、提出書類に不備があった場合や、書類に虚偽の内容を記載した場合は、これを理由に奨学生候補者として採用されない可能性があることを理解しています。
4. 私は、提出した書類の返却を求めることはできない（提出した書類は貴財団「個人情報保護方針」に則り適切に処分される）ことを理解しています。
5. 私は、奨学生として採用された場合は、「募集要項」に記載のとおり、以下の義務が発生することを理解しています。
6. 私は、奨学生として採用された後、SBS 鎌田財団「奨学金給付規程」第 8 条の届出義務を怠った場合、奨学支援金を支給目的に沿わない用途に使用した場合、申請内容を偽装した場合などに、貴財団が選考委員の決議により奨学金給付の休止・停止及び打ち切り、または、返還請求を行うことができることを理解しています。その場合、私は、貴財団の決定に従う義務があることを理解しています。また、この義務は奨学生としての活動を満了した後であっても継続することを理解しています。
7. 私と私の保護者及び生計を一にする家族は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員である者などの反社会的勢力ではないことを誓います。

私は奨学生として採用された際は、貴財団の奨学金給付規程に従い、その責務を果たすことを誓約いたします。

年 月 日

奨学支援金受給希望者

印

作文(2枚目)

フリガナ	
氏名	
作文タイトル	進学 の 動機と目的

※横書き、400字以上800字以下にて作成してください。

奨学金給付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人SBS鎌田財団（以下「当財団」という）定款第4条に規定する奨学金給付事業に関し、必要な事項について定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 この法人の奨学生となるものは、原則18歳を迎え、進学が決定した児童であつて、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の以下の児童福祉施設に入所している児童、または里親家庭で生活している児童であること
 - ① 児童養護施設
 - ② 児童自立支援施設
 - ③ 養育家庭（養子縁組を行っていない里親）
 - ④ ファミリーホーム
 - ⑤ 母子生活支援施設
 - ⑥ 婦人保護施設
- (2) 大学、短期大学、専門学校が進学先であること
- (3) 向学心に富み、学業に優れ、品行が正しく、健康であること

(奨学金の給付額等)

第3条 奨学金は、進学の支度金として次の額を給付する。

- (1) 1人 300,000円（1回のみ給付）
- 2 奨学金は、第9条に規定する場合を除き、返還を要しない。

(奨学生出願手続き)

第4条 奨学生志望者は、以下の書類を当財団に提出して申込みを行うものとする。

- (1) 申請書
- (2) 学校長推薦書
- (3) 誓約書
- (4) 作文
- (5) 成績を証明する書類
- (6) 住民票
- (7) 施設に在籍していることを証明する書類、里親制度を利用していることを証明する書類（該当のものを提出）

- 2 奨学金受給を志願する者は、各種書類の提出をもって、この規程及び個人情報保護方針に同意したものとす。

(採用)

- 第5条 奨学生候補者の採用は、奨学金受給希望者から提出された書類を選考委員が審査し、必要に応じて面談を行い、選考委員会がその採否を決定する。理事長は、その採否を本人及び保護者または推薦人に通知する。
- 2 奨学生候補者に採用された者は、前項の通知を受けた日から所定の期日までに以下の書類を当財団に提出するものとする。
 - (1) 口座届
 - (2) 住所届
 - (3) 大学等に入学することを証明する書類
 - 3 特別の理由なく所定の期日までに書類が提出されない場合、当財団は採用を取り消すことができる。
 - 4 なお、当採用は、奨学生の将来の進路を制限するものではない。

(採用の取り消し)

- 第6条 奨学生候補者として採用された者が大学等へ進学できなかった(しなかった)場合、当財団は採用を取り消すものとする。

(奨学金の給付方法)

- 第7条 奨学金は当財団が第5条2項の書類を受理、内容確認後、奨学生が指定する銀行口座に第3条の金額を一括で送金する。

(奨学生の届出義務)

- 第8条 奨学生は、次の各号のひとつに該当する場合は、遅滞なくその旨を当財団に届出なければならない。ただし、奨学生が病気その他やむを得ない理由により届出ることができない場合は、保護者又は保証人となる者がその理由を付けて、代わって届出なければならない。
- (1) 退学又は転学したとき
 - (2) 停学その他の処分を受けたとき
 - (3) 休学又は長期にわたって欠席したとき

(奨学金の返還請求)

- 第9条 奨学生が、第9条の各号のひとつに該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、給付した奨学金の返還を求めることができる。

(死亡の届出)

第10条 奨学生が死亡した場合、保護者または施設長が直ちにその旨を届け出なければならない。

(奨学金受給の辞退)

第11条 奨学生は、奨学金受給の辞退をいつでも申し出ることができる。

(奨学金の返納)

第12条 奨学生は、交付された奨学金の一部または全部を当財団にいつでも返納することができる。

(反社会的勢力の排除)

第13条 以下に該当する者は、当財団の奨学生となることはできない。

- (1) 本人及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）である者。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させようとする者。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

個人情報保護方針

公益財団法人 SBS 鎌田財団（以下「当財団」といいます。）は、個人情報の保護が事業運営上の最重要事項であり、その適正な取扱いに努めることは当然の責務であると考え、ここにその指針となるプライバシーポリシーを定めます。

1. 法令及び社会的規範等の遵守

「個人情報の保護に関する法律」及び関連法規並びにその他の社会的規範等を遵守します。

2. 個人情報保護における責務

個人情報の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益及びプライバシーの侵害の防止について、必要な措置を講ずるよう努めます。また、本財団の役員・職員等は、退職後も職務上知り得た個人情報を漏らしたり、使用したりすることを禁じます。

3. 個人情報の適正な取得、利用、提供

個人情報を適法かつ公正な手段で取得します。個人情報の利用目的を明確にし、その目的の範囲内で利用します。あらかじめ本人の同意がある場合や法令の規定等による場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。

4. 個人情報の正確性及び安全性の確保

個人情報の正確性及び安全性を確保するため、個人情報への不正アクセス及び個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の防止に努めます。

5. 情報主体（以下、本人という。）の権利尊重

本人の権利を尊重し、本人から当該個人情報の開示、訂正、削除等を求められたときは、法令や慣行等に照らして適切な対応を行います。

平成 27 年 7 月 1 日 制定
平成 29 年 10 月 13 日 改定

公益財団法人 SBS 鎌田財団